大阪市みどりのまちづくり条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、大阪市みどりのまちづくり条例（平成28年大阪市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則における用語の意義は、特段の定めがある場合を除くほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び同法に基づく命令並びに条例の例による。

（敷地等の緑化の基準）

第３条　条例第12条第２項第１号の市規則で定める基準は、次に掲げる基準のいずれかに該当することとする。

(1)　特定建築物の敷地、屋上その他これに類すると市長が認める部分について、次に掲げる基準のいずれにも適合すること

ア　当該部分に存する植栽基盤（緑が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分をいう。以下同じ。）（次号又は第４号に規定する部分の緑化のための植栽基盤であると市長が認める部分を除く。）の水平投影面積の合計面積（以下「植栽基盤面積」という。）に0.05を乗じて得られた数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上の本数の高木（高さ３メートル以上５メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）を植栽すること

イ　植栽基盤面積に４を乗じて得られた数（その数に１未満の端数があるときは、これを切り上げる。）以上の本数の低木（高さ0.3メートル以上1.5メートル未満の樹木をいう。以下同じ。）を植栽すること

(2)　特定建築物の外壁その他これに類すると市長が認める部分（以下「外壁等」という。）について、当該外壁等が将来緑で十分に被われると市長が認める方法で緑化を行うこと

(3)　６メートル以上の高さの樹木を植栽すること

(4)　第１号に規定する部分又は外壁等のほか、緑豊かでうるおいのある良好な都市環境の形成に資するものとして市長が認める部分について、当該部分が将来緑で十分に被われると市長が認める方法で緑化を行うこと

２　前項第１号の規定の適用については、同号に規定する部分に植栽された特定高木（高さ５メートル以上の樹木をいう。）１本を高木２本と、中木（高さ1.5メートル以上３メートル未満の樹木をいう。）３本を高木１本と、地被植物（緑豊かでうるおいのある良好な都市景観の形成に資するものと市長が認めるものに限る。）４本を低木１本と、それぞれみなすことができる。

３　第１項第１号に規定する部分の状況により高さ1.5メートル以上の樹木の植栽が困難と認められる場合の同号アの規定の適用については、低木80本を高木１本とみなすことができる。

（緑化部分の算定方法）

第４条　条例第12条第２項第１号の市規則で定める特定建築物の緑化部分の面積の算定方法は、次の各号に掲げる緑化部分の区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した面積の合計により算定する方法とする。

(1)　前条第１項第１号に掲げる基準による緑化部分　当該緑化部分に係る植栽基盤面積（当該緑化部分に６メートル以上の高さの樹木が植栽される場合にあっては、当該植栽基盤面積に当該樹木１本につき22.5平方メートルを加算した面積）

(2)　前条第１項第２号に掲げる基準による緑化部分　次に掲げる緑化部分の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算定した面積の合計面積

ア　外壁等又は外壁等に隣接する部分に植栽基盤を設置し、当該植栽基盤から緑が外壁等を登はんする方法により緑化する部分であると市長が認めるもの　緑の登はんを補助するための資材（市長が認めるものに限る。）で上端から下端までの垂直方向の最大の長さが２メートル以上のものを使用する場合にあっては、当該植栽基盤が外壁等に接し、又は隣

接する部分の水平投影の長さに２を乗じて得られた面積、その他の場合にあっては、当該植栽基盤が外壁等に接し、又は隣接する部分の水平投影の長さに１を乗じて得られた面積

イ　外壁等又は外壁等に隣接する部分に植栽基盤を設置し、当該植栽基盤から緑が外壁等を下方向に垂れる方法により緑化する部分であると市長が認めるもの　当該植栽基盤が外壁等に接し、又は隣接する部分の水平投影の長さに１を乗じて得られた面積

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、外壁等に植栽基盤（植栽基盤の上端から下端までの垂直方向の最大の長さが１メートル以上であるものに限る。）を設置する方法により緑化する部分であると市長が認めるもの　当該植栽基盤が外壁等と接する部分の面積

(3)　前条第１項第３号に掲げる基準による緑化部分（第１号の規定により面積が算定される緑化部分を除く。）　植栽された６メートル以上の高さの樹木１本につき23.5平方メートル

(4)　前条第１項第４号に掲げる基準による緑化部分　市長が定めるところにより算定した面積

（敷地面積の算定から除外される敷地の部分）

第５条　条例第12条第２項第１号の市規則で定める敷地の部分は、次の各号に掲げる部分とする。

(1)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校における運動場その他の運動施設に係る敷地の部分

(2)　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設における屋外遊戯場に係る敷地の部分

(3)　前２号に掲げるもののほか、その用途から緑化することが困難であると市長が認める部分

（公園又は広場の設置が必要な特定建築物）

第６条　条例第13条第１項の良好な都市環境の形成に及ぼす影響が大きいもの

として市規則で定める特定建築物は、住居の用途に供する独立部分（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第２条第１項に規定する建物の部分に相当するものをいう。）で床面積が35平方メートルより大きいものを70以上有するものとする。

（公園又は広場の面積の算定方法）

第７条　条例第13条第２項の市規則で定める公園又は広場の面積の算定方法は、当該特定建築物の敷地内に存する公園又は広場の部分の水平投影面積の合計により算定する方法とする。

（緑化等計画書の届出手続）

第８条　条例第14条の規定による届出は、特定建築物の敷地内において行う緑化の状況又は公園若しくは広場の設置の状況を記載した所定の様式による緑化等計画書２通に次に掲げる図書各２通を添付して行わなければならない。

(1)　付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）

(2)　敷地面積求積図（敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式を明示したもの）

(3)　配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における特定建築物の位置並びに緑化部分又は公園若しくは広場の位置及び種別並びに第４条の規定により算出された緑化部分の面積又は前条の規定により算出された公園若しくは広場の面積を明示したもの）

（緑化等計画書の変更の届出手続）

第９条　条例第15条の規定による届出は、緑化（条例第13条第１項に規定する緑化義務者にあっては、緑化及び公園又は広場の設置）に関する計画を変更した後における特定建築物の敷地内において行う緑化の状況又は公園若しくは広場の設置の状況を記載した所定の様式による変更後の緑化等計画書２通に前条各号に掲げる図書のうち変更のあったもの各２通を添付して行わなければならない。

（緑化等完了の届出手続）

第10条　条例第16条の規定による届出は、特定建築物の敷地内における緑化の状況又は公園若しくは広場の設置の状況を記載した所定の様式による届出書２通に当該各状況を確認するに足る写真及び当該写真を撮影した位置を明示した図面各２通を添付して行わなければならない。

（立入検査証）

第11条　条例第17条第２項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

（会長）

第12条　みどりのまちづくり審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

３　会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（部会）

第13条　会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

２　部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

３　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

４　部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を審議会に報告する。

５　部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第14条　審議会の会議は、会長が招集する。

２　審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審議会の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（幹事）

第15条　審議会に幹事を置き、本市職員のうちから市長が命ずる。

２　幹事は、審議会の所掌事務について委員等を補佐する。

（庶務）

第16条　審議会の庶務は、建設局において処理する。

（委任）

第17条　第12条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（施行の細目）

第18条　この規則の施行に関し必要な事項は、建設局長が定める。

附　則

この規則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年６月30日規則第126号）

この規則は、平成28年７月１日から施行する。

附　則（令和元年５月31日規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する

別記様式（第11条関係）

別記様式(第11条関係)

第　　号 緑化の実施状況等立入検査職員証 写真 所属　大阪市 氏名 年　月　日生	この証明書を携帯する者は、大阪市みどりのまちづくり条例第17条第1項の規定により、特定建築物の敷地において立入検査を行う職権を有する者である。 発行　年　月　日 （有効期間1年） 大阪市長　印

備考

1　裏面に根拠法令を記載する。

2　用紙の紙質は白洋厚紙とし、寸法は縦8センチメートル、横12センチメートルとする。